

横手体育館及び横手市民会館整備基本計画策定委員会

第 1 回 策定委員会

と き 令和 3 年 6 月 3 0 日 (水)
午後 3 時から午後 4 時まで
ところ 横手市役所本庁舎 2 階第 2 会議室

次 第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委嘱状交付 … 委嘱状、資料 1

4. 委員長、副委員長の指名について

※委員長は学識経験者が務め、副委員長は委員長が指名（規約）

5. 策定委員会の目的や進め方について

(1) これまでの検討過程と当面のスケジュールについて … 資料 2

(2) 基本構想の概要について … 資料 3

(3) 専門部会の設置について … 資料 4

(4) その他

6. 閉会

横手体育館及び横手市民会館整備基本計画策定委員会設置規約

(設置)

第1条 横手体育館及び横手市民会館の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、専門的な知見等から調査・審議するため、横手体育館及び横手市民会館整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は横手市の諮問に応じて、基本計画の策定のために必要な事項について調査・審議し、建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者、芸術文化団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 公共施設の整備に関する有識者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席又は必要な資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認められるときは、専門的事項を担当させるために部会を置くことができる。

2 部会に属する部員は、委員会の中から委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年5月27日から施行する。

2 この規約は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2021.6.30 第1回策定委員会

○ 横手体育館及び横手市民会館整備基本計画策定委員会 委員名簿

区分	人数	氏名（所属等）
(1) 学識経験者	1名	本江 正茂（東北大学、前年の市民検討委員会委員長）
(2) スポーツ団体関係者、芸術文化団体関係者	6名	高橋 功（市体協加盟団体／市バスケ協会理事長、県バスケ協会理事） 村岡 洋志（市体協加盟団体／市陸協副理事長、県陸協理事） 伊藤 英幸（市スポ少理事、市バスケ協会理事、県スポーツ協会理事） 荻田 ヒサ子（横手市芸術文化協会） 土谷 久男（横手市芸術文化協会、横手市スポーツ少年団副本部長） 柏谷 武志（横手市自主文化事業委員会）
(3) 学校教育関係者	2名	菊池 康明（十文字中学校校長、横手市中学校体育連盟会長） 村上 智子（横手北小学校校長、秋田県教育研究会横手支会音楽部会長）
(4) 公共施設の整備に関する有識者	1名	南野 稔（サウスフィールド・マネジメント株式会社）
(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者	2名	打川 敦（横手市観光推進機構副理事長、前年の市民検討委員会副委員長） 高橋 ゆかり（横手市体育協会）
合計	12名	
オブザーバー	2名	石川 亨（秋田県平鹿地域振興局総務企画部長） 長瀬 肇（横手市総務企画部危機対策課長）

○ 事務局

所属等	職・氏名		職・氏名	
総務企画部	部長	村田 清和		
総務企画部 経営企画課	課長	森田 博範	経営改革係長	宮本 敦
	経営改革係 副主幹	進藤 倫啓	経営改革係 主査	酒井 あずさ

○ 関係課室所

所属等	職・氏名		職・氏名	
総務企画部 危機対策課	課長	長瀬 肇 (オプザバー)	危機対策係長	斎藤 栄作
財務部 財政課	課長	小松 忠昭		
	計画調整係長	田中 弓子	財政係長	黒澤 雄悦
財務部 財産経営課	課長	佐々木 賢祐	財産活用係長	照井 孝志
建設部 都市計画課	課長	山本 信夫		
	計画係長	桐原 稔	整備係長	高橋 惣平
建設部 建築住宅課	課長	田原 友明		
	指導係長	山石 均	建築係長	佐藤 守
教育総務部 生涯学習課	課長	横井 朗	生涯学習係長	高田 寛久
教育総務部 スポーツ振興課	課長	加藤 貞純	スポーツ振興係長	大澤 寛

※関係課室所の課長及び係長の氏名を記載しています。会議の内容に応じて上記もしくは所属職員が出席予定です。

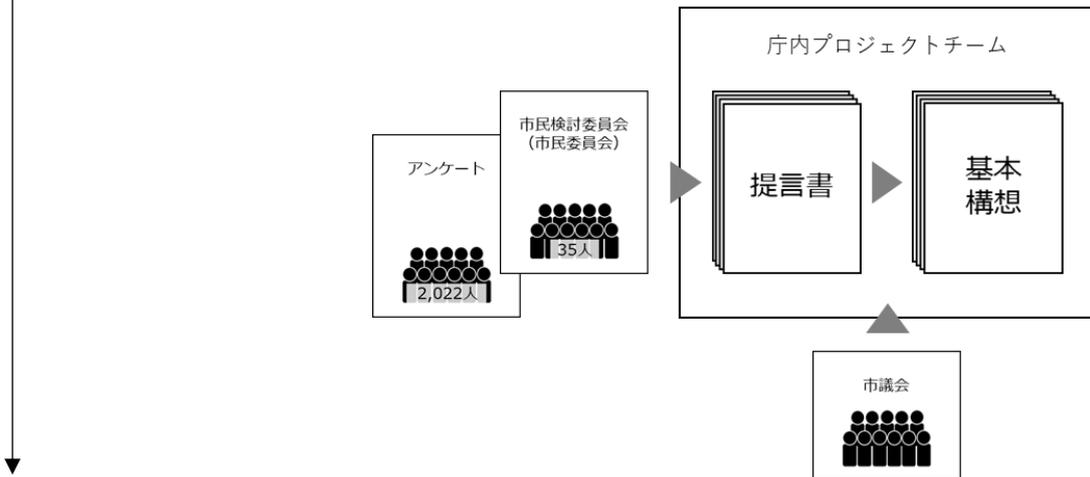
これまでの検討過程と当面のスケジュールについて

令和2年度には、市民や専門家など35人で構成された市民検討委員会からのご提言や、庁内プロジェクトチームでの検討を経て、整備の必要性や考え方をまとめた基本構想を策定しました。

令和3年度は、『横手体育館及び横手市民会館整備基本計画策定委員会』を設置し、より具体的な基本計画の策定を目指します。

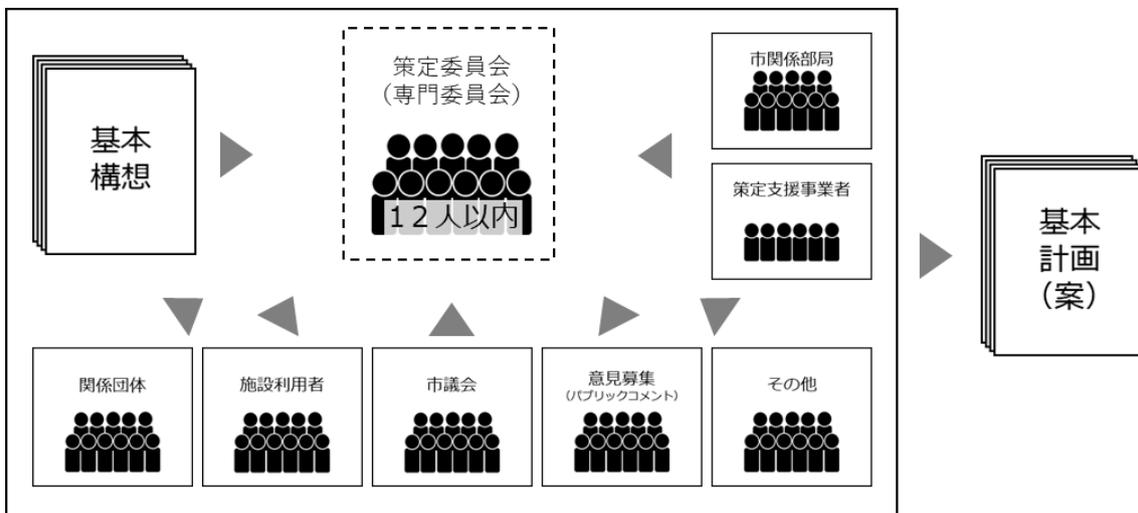
【基本構想段階】… 市民委員会

市民による委員会を組織して直接的に意見を集約・反映
市の考え方を整理



【基本計画段階】… 専門委員会

基本構想をもとに 多方面からの意見を聞き
市の財政状況等も踏まえながら 専門委員会で具体化



当面のスケジュールは下記のように想定しておりますが、様々な検討の進み具合に合わせ、委員長や副委員長、計画策定を支援していただく予定の事業者等と協議しながら調整を行います。(今後変更あり)

表 基本計画策定の概算スケジュール (案)

会議は来年1月までの間に、6～7回(最大)を想定

	2021(R3)年								2022(R4年)			
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会		①	②	③	④	⑤	⑥		⑦			
機能・規模検討			機能・規模検討					設計に向けて継続的に検討				
概算事業費						○						
その他調整・検討	調整・検討											
測量等調査			候補地調査(測量等調査)									
策定支援委託			策定支援委託									
詳細・運営等			基本計画(R3)～設計段階(R4～5)にわたって継続的に検討									

【新横手体育館】

- 市民の健康づくりのため、日常的なスポーツ活動を提供する。
- 全県大会や東北大会など、広域的な規模の大会を開催したり、トップレベルのスポーツイベント等を開催したりできる場を整える。
- 「するスポーツ」だけでなく、「見るスポーツ」「支える（応援する）スポーツ」を推進する。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン、駐車場の配置や感染症対策等に配慮し、使いやすく衛生的な利用環境を提供する。
- 今後もスポーツだけでなく、多様な行事やイベントの場を提供する。
- 冷暖房機能を備え、一年を通して利用できる場を提供する。
- 災害時の指定避難所等として、市民の安全・安心を確保する。
(地域防災拠点や広域防災拠点の機能)

新横手体育館のコンセプト

【スポーツを柱としたまちづくりの基本目標】

- (1) スポーツで育む健康立市
- (2) スポーツで賑わう交流立市
- (3) スポーツで深める協働立市
- (4) スポーツで誇れる文化立市

①市民が日常的にスポーツ活動や健康づくりに親しむことができる体育館

②様々な大会やイベントが開催されスポーツや文化の交流拠点となる体育館

③災害時の防災拠点となる体育館

《機能規模》 **メイン** バスケ公式コート3面
 ※大会運営や観戦に必要な2階固定席の拡充
 ※スポーツ興行等に対応可能な観客席数
 例) Bリーグ 1,2階合わせ3,500~5,000人の観戦可能
 ⇒コート部分も含めた収容4,000~6,000人程度
サブ バスケ公式コート1面以上
 ※一定数の観客席を設置
 《全体規模》 10,000~12,000㎡程度

- ・施設全体で公式バスケ4面の広さを確保可能
- ・場合によっては、メインとサブで別々の大会等を開催することも可能



※点線は現在の横手体育館
大体育室(左)、中体育室(右)

【新横手市民会館】

- 利用の中心となっている「市民のための舞台」としての機能を高め、幅広い年代の市民が主体的に芸術・文化活動を行い、触れることができる施設。
- 多様な芸術・文化の興行やイベント、講演等を開催できる機能的で質の高いホール。
- 市内外、県内外からも人が集まるような文化振興の拠点。
- 1つ1つの機能性を高めつつ、使い勝手がよく、愛着を持てる施設。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が快適に利用できる施設。
- 地震などの自然災害に強い施設。
- 周辺施設との連携を図り、人を呼び込める施設。

新横手市民会館のコンセプト

①市民が集い、市民が主役となる舞台

②機能性を重視した質の高いホール

③シンプルで誰もが利用しやすく、市民に長く愛される施設

《機能規模》 舞台の拡充、観客席1,000~1,500席程度
 200~300人収容の小ホールとしても機能するリハーサル室
 《全体規模》 4,000~5,000㎡程度

大会時には公式コートとしても機能し、分割して利用することで一般利用にも使い勝手の良いサブアリーナ。
 [サブアリーナの利用パターンの例]

- ① バスケ公式1面(非公式2面)
- ② バレー公式2面
- ③ バスケ非公式1面+バレー非公式1面
- ④ バドミントン公式6面
- ⑤ 「バスケorバレー非公式1面」+バドミントン公式3面

横手体育館及び横手市民会館整備基本構想の概要（2）

建設候補地

- **横手体育館**：赤坂総合公園
【主なポイント】 ①防災拠点機能の集積（効果的な機能強化）
 ②運動施設の集積
 ③アクセスの良さ、駐車場の確保
 ④周辺の観光施設、商業施設との効果的な連携
- **横手市民会館**：条里
【主なポイント】 ①都市機能誘導区域内（誘導施設として検討されている）
 ②アクセスの良さ、駐車場の確保

※消防署や総合病院、市の庁舎等が集積する条里周辺の渋滞悪化を避け、緊急車両等の円滑な通行環境を維持することも重要なポイント。

区分	条里	赤坂総合公園（東側）	
		サブグラウンド付近	秋田ふるさと村第3駐車場付近
拠点性	○市の中心部にある ○都市機能誘導区域「内」	○スポーツ施設が集積する赤坂総合公園内で、秋田ふるさと村や商業施設等に隣接している △都市機能誘導区域「外」 ⇒横手市民会館の候補地に適さない	同左
交通性 1 アクセス	○横手ICから2.6km、横手北ICから4.5km ○横手駅から0.9km（徒歩圏内） ○路線バス、循環バス	○横手ICから1.6km ○路線バス（西赤坂から0.6km）	○横手ICから1km ○路線バス（ふるさと村から0.5km） ○循環バス（イオン西口から0.6km）
交通性 2 駐車場の確保 目標750～1,000台 (1,500席÷平均乗車人数) 1,500人÷2人/台=750台 1,500人÷1.5人/台=1,000台 ※大規模イベント時は周辺の駐車場との連携を検討	○【専用・共用】 ・敷地内 500～600台整備 ・現駐車場 282台（道路横断） ・横手武道館 90台（道路横断） ・条里南庁舎 29台（道路横断） 計901～1,001台 (参考) 連携実績のある駐車場 ・平鹿総合病院外来用駐車場	○【共用】 ・グリーンスタジアム周辺既存駐車場 484台 ・施設周辺に500～600台の追加整備も可能 計984～1,084台 + 第3駐車場900台	○【専用・共用】 ・秋田ふるさと村第3駐車場 900台 （第3駐車場に建設する場合は500台程度） ・グリーンスタジアム周辺既存駐車場 484台 ※一定の追加整備も可能 計984～1,384台 + α
防災性	○消防署や平鹿総合病院等に隣接 ●浸水シミュレーション（想定最大規模）における浸水範囲内 ⇒防災機能を持たせる際に要考慮	○公園内に県の防災倉庫あり。 ○浸水シミュレーション（想定最大規模）における浸水範囲外 ○県地域防災計画及び横手市地域防災計画で広域防災拠点に指定されている 【拠点となる屋内施設の設置を目指す】	○同左
経済性 1	△市有地と借上地が混在している	○市有地	○市有地
経済性 2 交付金等の可能性	【横手体育館】 △学校施設環境改善交付金（地域スポーツセンター） 【横手市民会館】 ○都市再生整備計画事業（社総交） ○都市構造再編集中支援事業（地域交流センター機能分）	【横手体育館】 ○防災・安全交付金または△学校施設環境改善交付金（地域スポーツセンター） 【横手市民会館】 ●特になし	同左
関連する課題	△高齢者センターや条里跡広場、就業改善センター、横手地域局道路管理センターが立地～2施設を条里に整備した場合～ ●市中心部の渋滞悪化⇒分散配置により対応 ●緊急車両の出勤に影響⇒分散配置により対応 ●雨水対策	△サブグラウンドに建設する場合、利用者への影響や財産処分等 △地盤対策が必要な可能性がある ●雨水対策	●市の第3雪捨場の機能移転（施設が通年利用されるため） ○第3駐車場の場合、造成が容易 ●高台の場合、大がかりな造成工事が必要 ●雨水対策
総合評価	横手市民会館の建設地に適している。 ・現横手市民会館のアクセスや駐車場の課題を解消。 ・交付金の活用により財政負担の軽減も期待できる。	横手体育館の建設地に適している。 【第1候補】 ・防災性の確保（交付金も活用可） ・市内外からの自動車によるアクセス ・スポーツ施設の集積	横手体育館の建設地に適している。 【第2候補】 ・同左 ・第3雪捨場の機能移転が必須 ・高台の場合の造成

図 条里

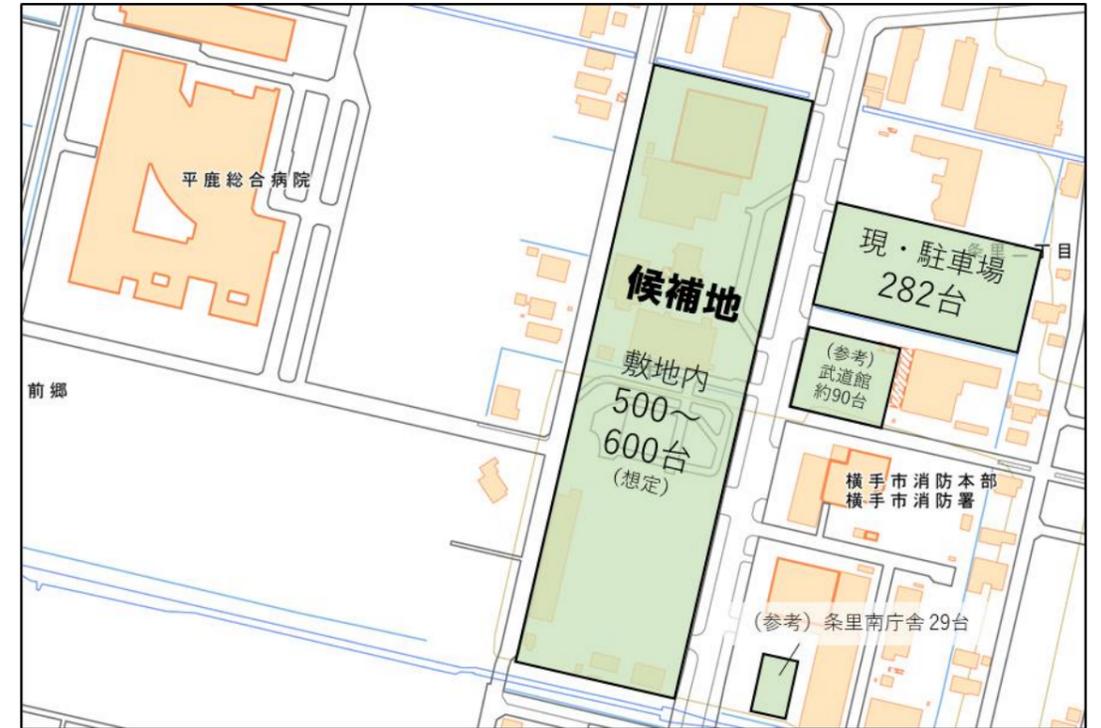
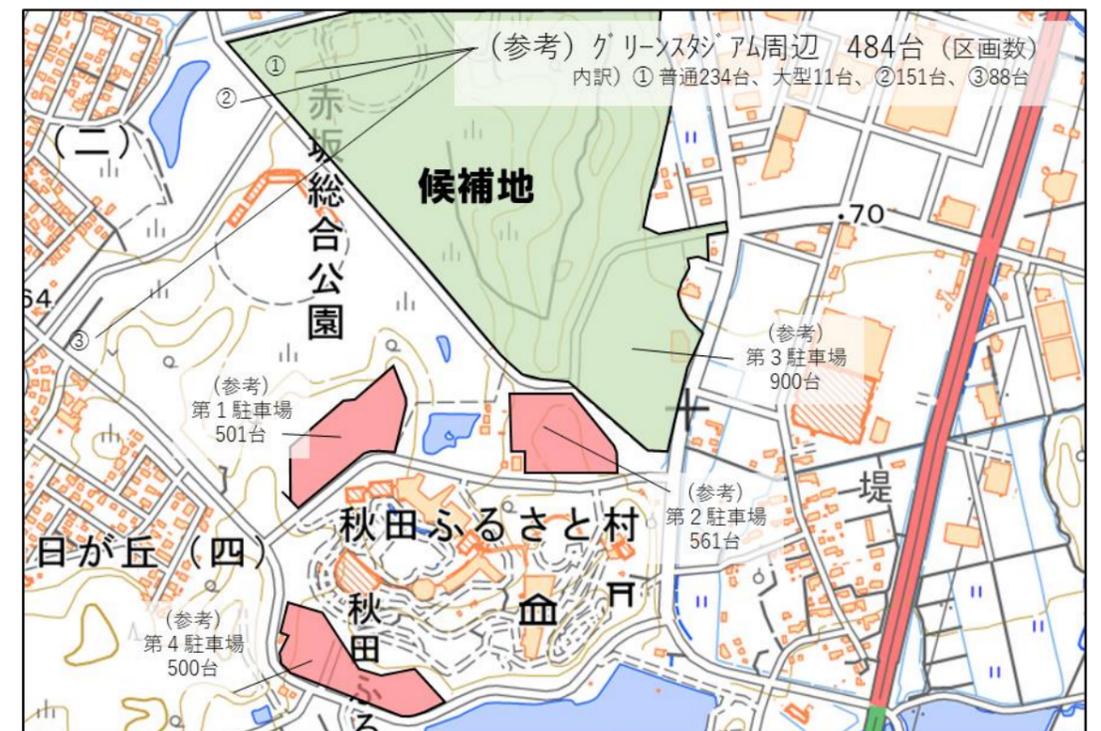


図 赤坂総合公園



専門部会の設置について

全体的な調整を図りながら、体育館と市民会館の2つの機能について効果的に検討を進めるため、策定委員会の中に「体育館部会」と「市民会館部会」を設置します。

また、専門部会の検討内容を円滑に全体の策定委員会に反映させるため、策定委員会の委員長と副委員長は双方の専門部会に所属し、委員長は専門部会の部会長を兼ねることとします。また、2つの専門部会を同時刻に並行開催する場合は、策定委員会の副委員長が、もう一方の専門部会の部会長の役割を担うこととします。

【策定委員会の検討体制】

